

平成19年度
住宅局関係予算概要

平成19年1月
国土交通省住宅局

目 次

I. 平成19年度住宅局関係予算の基本方針	1
1. 平成19年度住宅局関係予算事業費・国費総括表	5
2. 平成19年度住宅局関係財政投融资等総括表	7
II. 重点的施策のポイント	
1. 住宅・建築物の安全・安心の確保	9
2. 住宅セーフティネットの機能向上による柔軟で豊かな社会の実現	13
III. テーマ別施策	
1. 街なか居住の推進等による中心市街地の再生	17
2. 住宅市場等の整備・活性化	19
(1) 市場重視型の新たな住宅金融システムの確立	19
(2) 安心して取引できる中古・リフォーム市場等の整備	21
3. ユニバーサルデザインのまちづくり	22
4. 環境に配慮した住宅・建築物の普及促進等	23
(1) 環境に配慮した住宅・建築物の普及促進	23
(2) 木造住宅の振興	24
IV. 参考資料	
1. 事業別予算額	25
2. 政策目標別国費総括表	26

I. 平成19年度住宅局関係予算の基本方針

- 構造計算書偽装問題を契機として、大きく揺らいでいる住宅・建築物に対する国民の信頼を早期に回復するため、先の臨時国会で成立した改正建築士法に基づく建築士制度の見直しをはじめ、瑕疵担保責任履行の実効を確保するための制度の導入など、住宅・建築物の安全・安心の確保を図る取り組みを総合的にさらに推進していくことが必要である。また、建築物・住宅市街地の地震防災対策を推進するため、防災上危険な密集市街地の整備改善や住宅・建築物の耐震改修の促進についても、引き続き、重点的に取り組むことが必要である。

- また、「住生活基本法」に基づき昨年9月に閣議決定された新たな「住生活基本計画」を踏まえ、市場重視・ストック重視を基本とする総合的な住宅政策体系の構築を図るため、特定優良賃貸住宅制度などの公営住宅を補完する公的賃貸住宅制度の見直し等により既存の住宅ストックを最大限に活用しつつ、子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定を確保することができる住宅セーフティネットの再編・機能向上が求められる。

- さらに、少子・高齢化のさらなる進行、人口減少時代の到来等を踏まえ、子育てしやすい住宅・居住環境の整備や住宅の耐久性・可変性の向上を推進する取り組みが求められている。

- このため、平成19年度の住宅局予算は、
 - ・ 住宅・建築物の安全・安心の確保
 - ・ 住宅セーフティネットの機能向上による柔軟で豊かな社会の実現
 - ① 少子化・高齢化等への対応（「巣づくり施策」）
 - ② 地域住宅交付金の拡充等による住宅セーフティネットの機能向上に最重点を置くとともに、
 - ・ 街なか居住の推進等による中心市街地の再生
 - ・ 住宅市場等の整備・活性化
 - ・ ユニバーサルデザインのまちづくり
 - ・ 環境に配慮した住宅・建築物の普及促進等についても重視する。

事業費・国費

(単位：億円)

区 分	事業費	倍率	国費	倍率
住宅都市環境整備	46,328	0.91	10,142	0.97
住宅対策	34,221	0.88	6,853	0.96
都市環境整備	12,106	1.03	3,289	1.00
市街地整備	11,043	1.03	2,749	1.01
道路環境整備	1,064	0.99	540	0.99

※経済成長戦略推進施策として、住宅対策 55 億円、市街地整備 36 億円を含む。

※計数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

財政投融资等

(単位：億円)

区 分	19 年度	前 年 度	対前年度倍率
財政投融资等	46,819	48,156	0.97

行政経費

(単位：千円)

区 分	19 年度	前 年 度	対前年度倍率
行政経費	3,769,358	2,096,159	1.80

住生活基本計画（全国計画）の概要 <平成18年9月19日閣議決定>

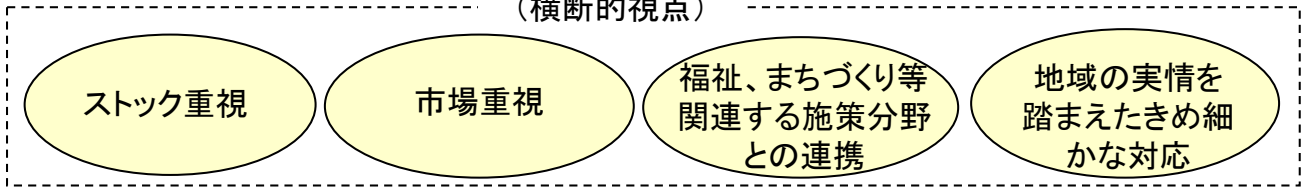
はじめに

- 住生活基本法に基づき、住生活安定向上施策を総合的かつ計画的に推進するため策定
- 計画期間は平成18年度から平成27年度の10年間

基本的な方針

- 住宅の位置づけと住生活安定向上施策の意義
- 施策についての横断的視点

（横断的視点）



目標・成果指標・基本的な施策

目標設定の前提として「住宅性能水準」「居住環境水準」「居住面積水準（最低・誘導）」を設定
 ※第8期住宅建設五箇年計画の各水準を基本としつつ、内容・表現を再検証・充実

目標	目標の達成状況を示す成果指標	基本的な施策
良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継	①新耐震基準適合率 ②共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率 ③省エネルギー対策率 ④リフォームの実施率 ⑤適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合	・耐震診断・耐震改修等の促進、建築規制の的確な運用 ・ユニバーサルデザイン化の促進 ・省エネルギー性能など住宅の環境性能の向上 ・長寿命住宅の普及促進、適切な維持管理、リフォームの促進 ・マンションの計画的修繕の促進、老朽化したマンションの再生促進
良好な居住環境の形成	⑥重点密集市街地の整備率 ⑦地震時に危険な大規模盛土造成地の箇所数	・基盤整備と規制緩和の一体的推進による密集市街地の整備 ・宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策等の推進 ・建築協定の活用等による良好な街並み・景観・緑の維持・形成 ・都心居住・街なか居住の促進、ニュータウン再生の支援
国民の多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備	⑧住宅性能表示の実施率（新築） ⑨既存住宅の流通シェア ⑩住宅の利活用期間 ⑪子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	・住宅性能表示制度の普及・充実、紛争処理の仕組みの普及・充実、既存住宅の合理的な価格査定等の促進など市場環境の整備 ・長期固定型ローン等が安定的に供給される住宅金融市場の整備 ・税制上の措置の活用等による無理ない負担での住宅取得の支援 ・持家の賃貸化の促進、二地域居住の情報提供、子育て支援等 ・技術開発等の推進、地域材を活用した木造住宅生産体制の整備
住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	⑫最低居住面積水準未達率 ⑬高齢者のいる住宅のバリアフリー化率	・低額所得者等への公平かつ的確な公営住宅の供給 ・各種公的賃貸住宅の一体的運用や柔軟な利活用等の推進 ・高齢者、障害者等への民間賃貸住宅に関する情報の提供 ・高齢者向け賃貸住宅の供給、公的住宅と福祉施設の一体的整備

大都市圏における住宅・住宅地の供給等

・地域属性に応じた施策の推進 等

施策の推進

・関係者の連携・協力
・統計調査の充実
・政策評価の実施とおおむね5年後の計画見直し

1. 平成19年度住宅局関係予算事業費・国費総括表

事 項	事 業 費		
	19年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
住宅都市環境整備			
住宅対策	3,422,130	3,906,927	0.88
地域住宅交付金	399,145	325,338	1.23
公営住宅整備等経過措置分等	13,863	80,279	0.17
公的賃貸住宅家賃対策等	34,006	35,870	0.95
特定賃貸住宅	674	1,004	0.67
農地所有者等賃貸住宅	1,092	1,543	0.71
住宅市街地総合整備	220,250	244,223	0.90
都市開発資金	10,682	12,735	0.84
住宅金融支援機構	2,520,000	2,934,974	0.86
都市再生機構	222,418	270,961	0.82
都市環境整備	1,210,641	1,179,014	1.03
市街地整備	1,104,257	1,071,196	1.03
まちづくり交付金	612,000	600,000	1.02
市街地再開発事業等	137,170	151,180	0.91
都市再生推進事業	1,009	2,883	0.35
都市開発資金	2,754	250	11.02
都市再生機構	351,324	316,883	1.11
道路環境整備	106,384	107,818	0.99
都市再生推進事業	1,600	1,600	1.00
住宅市街地総合整備	104,784	106,218	0.99
合 計	4,632,771	5,085,941	0.91

(注) 1. 住宅金融支援機構の前年度は、住宅金融公庫分である。

2. 住宅金融支援機構の事業費については、証券化支援事業における買取実績・市場金利等

(単位：百万円)

国 費			備 考	
19年度 (C)	前年度 (D)	倍率 (C/D)		
685,256	717,545	0.96		
187,000	152,000	1.23		
6,434	41,435	0.16		
17,187	18,196	0.94		
337	502	0.67		
1,092	1,543	0.71		
73,206	80,419	0.91	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の住宅市街地総合整備には、経済成長戦略推進施策として、密集市街地緊急リノベーションの推進5,500百万円を含む。 	
0	450	0.00		
341,000	361,000	0.94		
59,000	62,000	0.95		
328,949	327,322	1.00		
274,949	272,722	1.01		
243,000	238,000	1.02		<ul style="list-style-type: none"> 他局との共管分である。
20,999	23,022	0.91		<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の市街地再開発事業等には、経済成長戦略推進施策として、中心市街地活性化緊急戦略3,600百万円を含む。
350	1,000	0.35		
0	100	0.00		
10,600	10,600	1.00	<ul style="list-style-type: none"> 他局分を含む。 	
54,000	54,600	0.99		
800	800	1.00		
53,200	53,800	0.99	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備計上の補助率差額分を含む。 	
1,014,205	1,044,867	0.97		

の動向により変動する可能性がある。

2. 平成19年度住宅局関係財政投融资等総括表

区 分	資 金 内 訳		財 政 投 融 資
			財政融資資金 (C)
独立行政法人住宅金融支援機構	19年度(A)		30,000
	前年度(B)		30,000
	比較(A-B)		0
	倍率(A/B)		1.00
独立行政法人都市再生機構	19年度(A)		808,100
	前年度(B)		739,800
	比較(A-B)		68,300
	倍率(A/B)		1.09
合 計	19年度(A)		838,100
	前年度(B)		769,800
	比較(A-B)		68,300
	倍率(A/B)		1.09

- (注) 1. 独立行政法人住宅金融支援機構の前年度は、住宅金融公庫分である。
 2. 独立行政法人住宅金融支援機構における平成19年度の自己資金等は、証券化支援事業における
 3. 独立行政法人都市再生機構は、都市再生業務分である。
 4. 独立行政法人都市再生機構は、このほかに宅地造成等経過業務分として政府保証債280,000百万

(単位:百万円)

自 己 資 金 等						合 計 (C+D)
財投機関債	政府出資金等	特別債券	民間借入金	その他	小 計 (D)	
3,683,900	66,000	333,066	254,772	△ 1,757,038	2,580,700	2,610,700
3,410,000	30,000	477,343	284,904	△ 1,426,847	2,775,400	2,805,400
273,900	36,000	△ 144,277	△ 30,132	△ 330,191	△ 194,700	△ 194,700
1.08	2.20	0.70	0.89	1.23	0.93	0.93
140,000	32,345	0	19,300	1,071,482	1,263,127	2,071,227
140,000	32,345	0	0	1,098,093	1,270,438	2,010,238
0	0	0	19,300	△ 26,611	△ 7,311	60,989
1.00	1.00	-	皆増	0.98	0.99	1.03
3,823,900	98,345	333,066	274,072	△ 685,556	3,843,827	4,681,927
3,550,000	62,345	477,343	284,904	△ 328,754	4,045,838	4,815,638
273,900	36,000	△ 144,277	△ 10,832	△ 356,802	△ 202,011	△ 133,711
1.08	1.58	0.70	0.96	2.09	0.95	0.97

買取実績・市場金利等の動向により変動する可能性がある。

円(前年度280,000百万円)の発行を予定している。

II. 重点的施策のポイント

1. 住宅・建築物の安全・安心の確保

国費 324億円

(1) 瑕疵担保責任履行の実効の確保

消費者が安心して住宅を取得できる環境を整備するため、新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行を確実にするための売主等への資力確保措置の義務付けにともなう経費等を措置する。

① 資力確保措置の義務化にともなう検査体制等の充実・強化

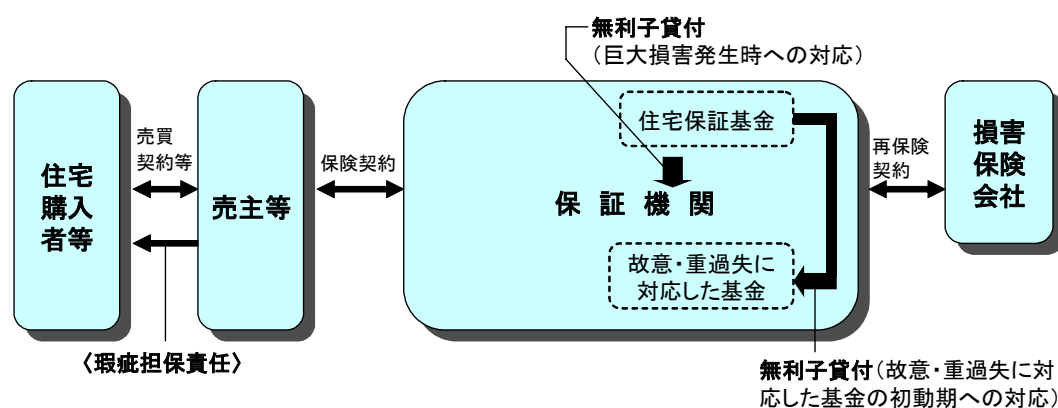
円滑な制度の導入を確保するため、保険等の実施にあたっての検査体制等の充実・強化や事業者・消費者への普及・啓発等を行う。

② 住宅保証基金の拡充

イ. 中小住宅生産者等の確実な瑕疵担保責任の履行を支援する住宅保証基金を増額する。

ロ. 保険制度を補完し、瑕疵担保責任のより確実な履行を図るため、既存の住宅保証基金の用途を拡充し、住宅瑕疵保証保険における巨大損害発生時への対応や故意・重過失に対応した基金の初動期への対応として、保証機関による支払いを確保するため、住宅保証基金からの無利子貸付を可能とする。

【保険制度のイメージ】



(2) 建築物に係る監督・審査体制の強化

住宅・建築物の安全性に対する国民の信頼回復や、建築確認時の適確な審査、違反建築物対策等の建築行政における迅速な対応を図るため、建築士事務所・指定確認検査機関等に関する登録情報及び住宅・建築物のストック情報等に関するデータベースシステムの構築に要する経費等を措置する。

安全・安心な住宅等の供給に向けた社会インフラの整備

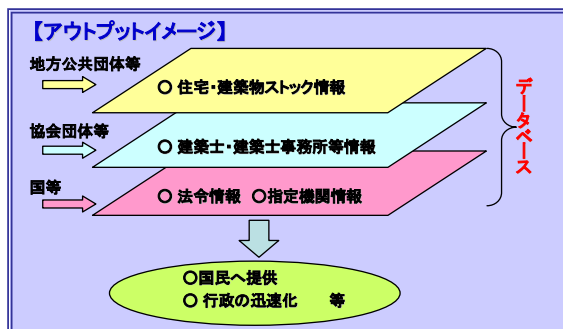
現状と課題

・構造計算書偽装問題等を契機として、大きく揺らいでいる住宅・建築物に対する国民の信頼回復や、建築確認時の適確な審査、違反建築物対策等の建築行政における対応を迅速化するため、住宅・建築物の安全・安心の確保を図る取り組みを総合的に推進していくことが必要

施策

○ハード施策

- 建築士事務所・指定確認検査機関等に関する登録システムの構築と情報閲覧の仕組みづくり
- 住宅・建築物のストック情報等に関するデータベースシステムの構築



○ソフト施策

- 構造計算適合性判定機関の判定員及び特定行政庁・指定確認検査機関の建築主事・確認検査員等に関する実務研修等の実施

効果

○建築士・建築士事務所等に関する登録システムの構築により、行政間での処分情報等の共有による建築行政の迅速化・効率化及びこれらの情報の提供による適切な市場環境の整備を図る。

○建築計画、確認・検査の履歴、定期報告等を含む住宅・建築物のストック情報に関するデータベースの整備により、違反建築物対策などの建築行政の迅速化・効率化を図る。

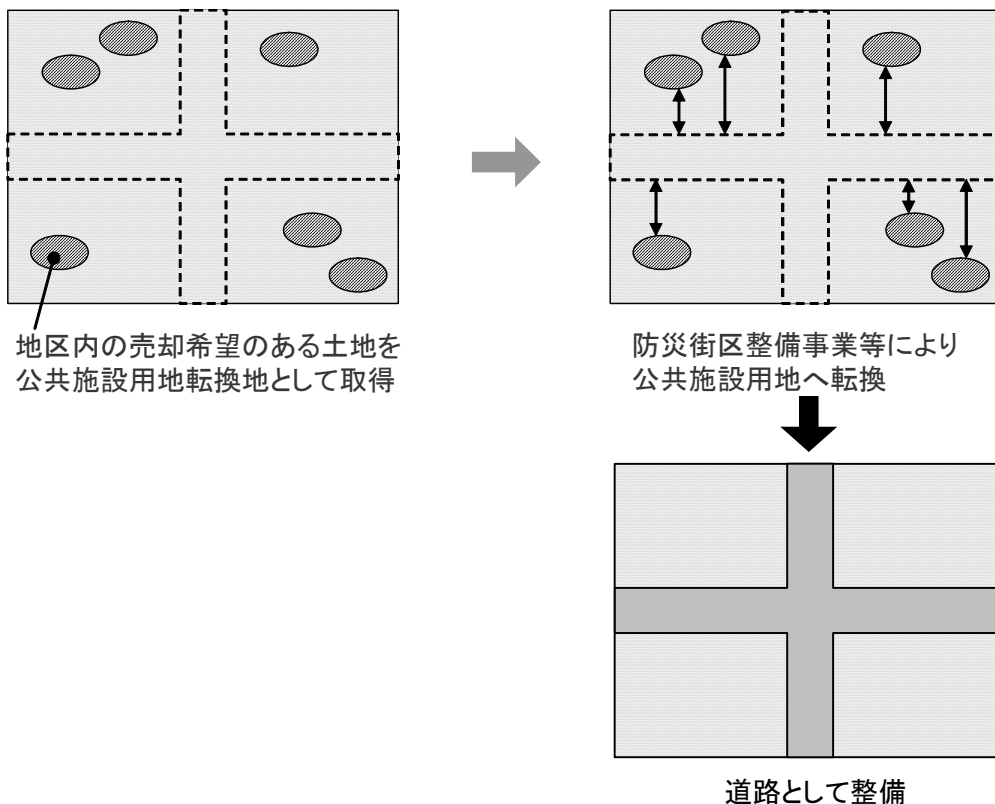
○構造計算書偽装問題の再発防止策としてとりまとめた改正建築基準法等の執行体制を早期に確立する。

等

(3) 密集市街地対策

① 密集市街地における住宅市街地総合整備事業と防災街区整備事業の一体 施行による道路等の基盤整備と沿道建築物の建替えの推進

密集市街地において、防災街区整備事業と住宅市街地総合整備事業の地区公共施設整備を一体的に実施する場合に、用地取得の自由度を確保して事業を促進するため、防災街区整備事業により当該施設の用地にあてられることとなる土地（公共施設用地転換地）の取得について補助を行う。



② 密集市街地における都市再生住宅に係る家賃対策の重点化等

地震時等に大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地の整備を円滑に進めるため、都市再生住宅に係る家賃対策補助を、特に老朽住宅等が密集している地区に重点化する。

③ 都市再生機構による整備に対する支援措置

都市再生機構が行う密集市街地の整備について、出資金の活用を図る。

(4) 耐震改修の促進

① 耐震改修の促進

地震時における住宅市街地の避難路・避難地の機能確保のため、避難路・避難地に面する建築物のうち、資金調達が困難であり、合意形成に時間を要するなど、特に支援が必要な分譲マンションの耐震改修について、補助対象を拡充（国・地方合わせて耐震改修に要する費用の33.3%（現行15.2%））するとともに民間再開発促進基金による債務保証の対象とする。

また、P波感知型地震時管制運転装置（既存エレベーターへの地震発生時にエレベーターを安全に制御し、閉じ込め等を防止する装置）等の設置を行う費用を補助対象に追加する。

耐震改修の促進

○避難路沿道等分譲マンションの耐震改修の促進

- ・住宅・建築物耐震改修等事業の補助対象の拡充
避難路沿道等分譲マンションについて
国・地方合わせて

現行		改正
15.2%	→	33.3%

- ・民間再開発促進基金による債務保証の対象化

<分譲マンション耐震改修イメージ図>

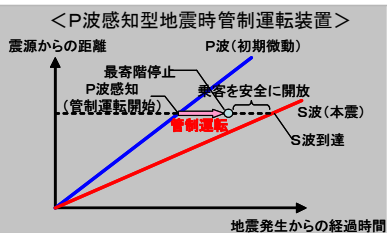


○エレベーターの耐震化の促進

地震発生時においてエレベーターへの閉じ込め事故が大量に発生（平成17年千葉県北西部地震）

エレベーターへのP波感知型地震時管制運転装置等の設置の補助対象化

※P波感知型地震時管制運転装置：地震の初期微動を感知し、大きな地震動が来る前に最寄り階に停止し、乗客の閉じ込め事故を防止する装置



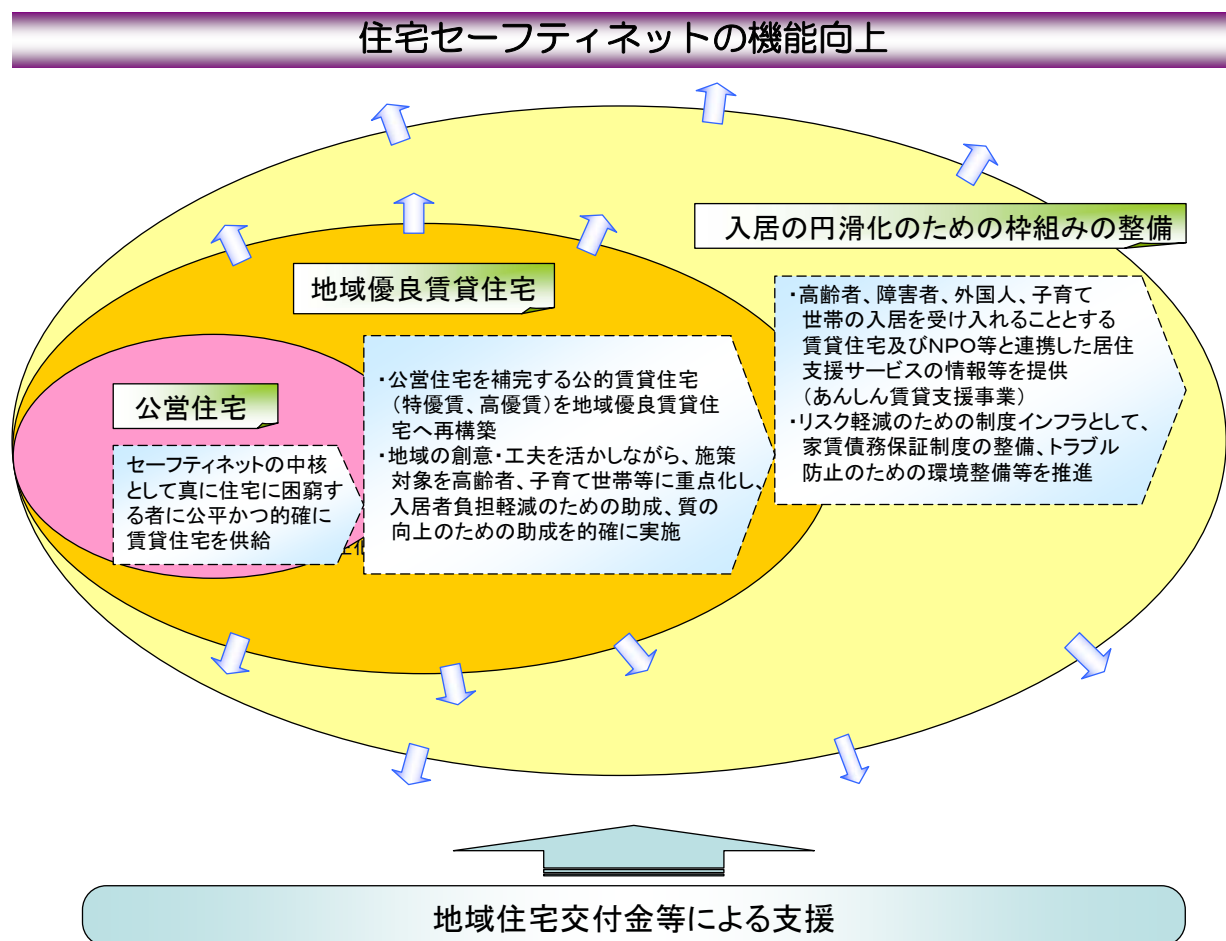
② 公営住宅ストック総合改善事業等の拡充

既存の公営住宅等ストックについて、住宅用防災機器及びP波感知型地震時管制運転装置等の設置に係る助成の対象要件を緩和することにより、公営住宅等ストックの安全性の向上を図る。

2. 住宅セーフティネットの機能向上による柔軟で豊かな社会の実現

国費 2,982億円

少子高齢化等の社会経済情勢の変化や居住の安定の確保等の住生活基本法の基本理念を踏まえ、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを構築するため、公営住宅を補完する公的賃貸住宅制度の再編、民間賃貸住宅市場の環境整備、地域住宅交付金の拡充等を図る。

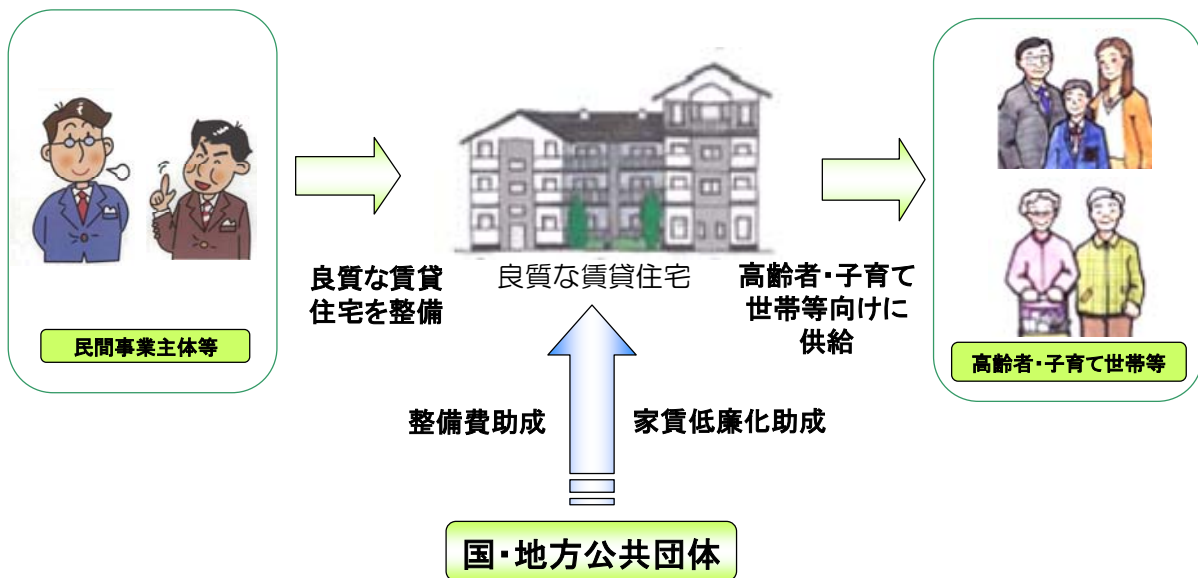


(1) 少子化・高齢化等への対応（「巣づくり施策」）

① 地域優良賃貸住宅制度の創設

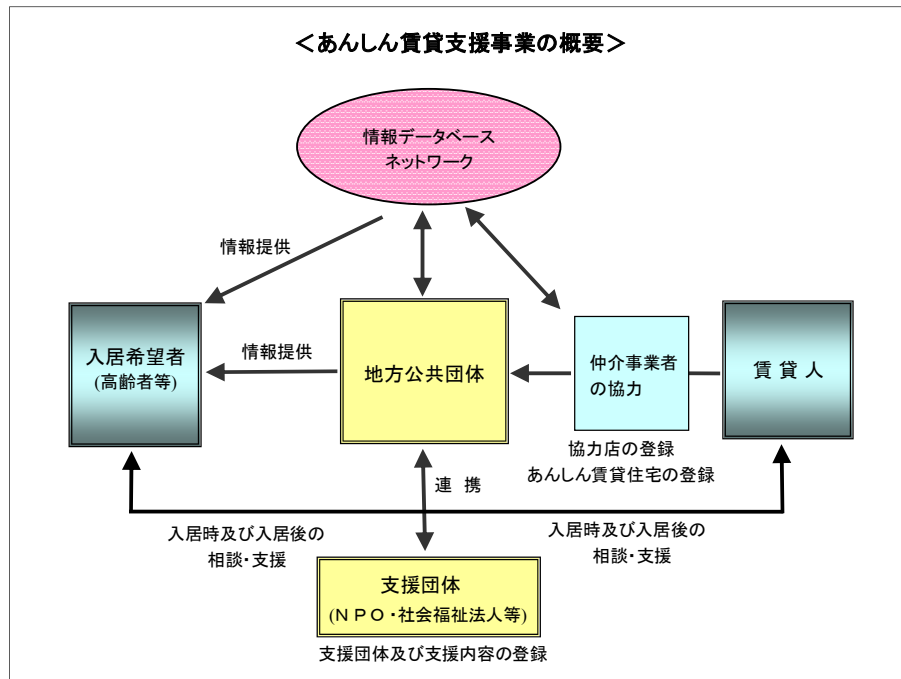
公営住宅を補完する公的賃貸住宅制度（特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅）を再編し、子育て世帯、高齢者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯に施策対象を重点化し、整備費助成及び家賃低廉化助成を通じて良質な賃貸住宅の供給を促進する地域優良賃貸住宅制度を創設する。

地域優良賃貸住宅制度



② あんしん賃貸支援事業の拡充

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の登録、当該物件の情報提供、居住支援等を行うあんしん賃貸支援事業について、実施箇所を拡大する。



③ 高齢者世帯等に対する家賃債務保証制度の拡充

民間賃貸住宅市場における入居制限の実態を踏まえ、高齢者居住支援センターが実施している家賃債務保証制度を拡充し、保証の対象者に「子育て世帯」等を追加するとともに、保証の対象に「原状回復費用及び訴訟に要する費用」を追加する。

④ 優良住宅取得支援制度の拡充

ライフステージに応じた多様な居住ニーズに対応可能な耐久性・可変性に優れた住宅ストックの形成を図るため、独立行政法人住宅金融支援機構の行う証券化支援事業の枠組みを通じて優良な住宅の取得を支援する優良住宅取得支援制度を拡充する。

⑤ 21世紀都市居住緊急促進事業の見直し・延長等

21世紀都市居住緊急促進事業について、可変性・防犯性等の良好な子育て環境への配慮や地球環境問題への先導的な対応等にテーマを重点化し、採択要件を再編する。また、事業の適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

⑥ 先導型再開発緊急促進事業の見直し・延長等

先導型再開発緊急促進事業について、防犯性・子育て支援機能の確保等の良好な子育て環境への配慮や地球環境問題への先導的な対応等にテーマを重点化し、採択要件を再編する。また、事業の適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

(2) 地域住宅交付金の拡充等による住宅セーフティネットの機能向上

① 地域住宅交付金の交付対象の拡充

地域住宅交付金の交付先に、地方公共団体に加えて、地域住宅特別措置法に定められた地域住宅協議会を追加することにより、地域の実情に応じた多様な主体による住宅政策の展開を支援する。

② 公営住宅の近傍同種家賃の見直し

公営住宅の近傍同種家賃を市場家賃と同水準とし、収入超過者及び高額所得者の自主的な退去を促すインセンティブとして有効に機能させるとともに、適切に家賃対策助成額を算定するため、公営住宅の近傍同種家賃の算定方法を見直す。

③ 都市再生機構に対する居住環境整備型出資金制度の拡充

都市再生機構の既存賃貸住宅ストックについて、

1) 良好な居住環境を備えた賃貸住宅を安定的に確保しつつ大規模地震等災害発生に対する地域の安全性の確保を図るために、地域の防災行政との連携による広域防災拠点型住宅団地の整備を推進する事業

2) 将来にわたり有効活用しつつ居住者等の安全・安心を確保するために、ストックの安全対策を強化する事業
を出資金の充当対象に追加する。

Ⅲ. テーマ別施策

1. 街なか居住の推進等による中心市街地の再生

改正中心市街地活性化法の施行に伴い、街なか居住等の各種施策により、中心市街地の再生を推進する。

○ 暮らし・にぎわい再生事業の拡充

地域の創意工夫を活かし、より効率的・戦略的な中心市街地の活性化を図るため、賑わい空間・賑わい交流施設整備に対する支援の拡充や、身の丈に応じた都市機能導入施設整備等に対する補助要件の緩和を行う。



○ 街なか居住再生ファンドの拡充

民間の多様な住宅等の供給事業に対し十分な支援を行い、街なか居住を推進するため、街なか居住再生ファンドを25億円増額し、総額75億円とする。また、民間の担い手による居住環境整備のための多様な取り組みを支援し、地域の活性化を推進するため、街なか居住の再生に資する居住環境の整備・改善に必要な事業を対象事業に追加するとともに、街なか居住の再生を図るべき一定の要件を満たすニュータウンを対象地域として追加する。

○ 優良な共同住宅の供給の促進

街なか居住の推進を図るため、中心市街地共同住宅供給事業によって、認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内における優良な共同住宅の供給を支援する。

○ まちづくり交付金によるにぎわい創出力の強化

全国都市再生をより一層推進するため事業規模を拡大するとともに、地場産品等の開発・研究や需要拡大に向けた情報発信等のための施設（「まちおこしセンター」）や、乳幼児等の一時預かり等のための施設（「子育て世代活動支援センター」）の整備を基幹事業として支援する。

○ ニュータウン再生のための住宅市街地総合整備事業の拡充

居住者の高齢化、住宅・施設の老朽化、土地利用のニーズとの乖離など、いわゆるオールドタウン化の問題を抱え、良好な住宅市街地のストックを有効に活用する観点から早急な対応が求められている計画開発住宅市街地の再生を促進する。

2. 住宅市場等の整備・活性化

(1) 市場重視型の新たな住宅金融システムの確立

独立行政法人住宅金融支援機構において、民間金融機関による相対的に低利な長期固定住宅ローンの供給を支援・補完する証券化支援業務等を着実に推進するとともに、同業務の枠組みを通じ住宅の質の確保・誘導を図る。

① 証券化支援業務の着実な推進

○ 優良住宅取得支援制度の拡充

証券化支援事業（保証型）についても制度の対象とするとともに、対象となる住宅として、現行の省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性が優れた住宅のほか、以下の住宅を追加する。

- ・ 耐久性・可変性に優れた住宅
- ・ 免震住宅（耐震性に優れた住宅に追加する。）

※平成19年度は、制度の対象となる4つの性能のうちいずれかの性能が優れた住宅を制度への適合要件とし、平成20年度以降はいずれか2つ以上の性能が優れた住宅を制度への適合要件とする。

[平成19年度 一般会計出資金500億円]

○ 証券化支援事業（買取型）の発行方式の見直しに係る出資

証券化支援事業（買取型）の超過担保部分に関し、SB（満期一括償還債）等により調達する方法に移行することに伴う新たなALMリスクへの対応を出資金により支援することを通じ、相対的に低利な長期固定住宅ローンの供給を推進する。 [平成19年度 一般会計出資金160億円]

② その他

○ 住宅ローン返済困難者対策の延長

住宅ローン返済困難者対策の適用期限を平成20年3月31日まで延長する。

○ 財政融資資金の繰上償還の実施

独立行政法人の中期目標・中期計画に従い業務運営の効率化等を進めるとともに、引き続き既往債権の証券化による資金等を活用して財政融資資金の繰上償還（補償金免除）を行う。

○ **長期耐用住宅の円滑な取得・流通に資する住宅（金融）市場整備施策の検討**

長期耐用住宅の普及促進のため、住宅市場において住宅の物件価値を適切に評価するために必要な情報の蓄積手法やそれらの情報を活用した住宅ローン審査システムなどの住宅（金融）市場環境整備施策について検討するとともに、戸建て住宅の維持管理状況と物件価値変動の関係についてのサンプル調査及び地域の景観等の維持向上に資する土地・建物の処分方策の検討を行う。

○ **住宅金融市場の実態に関する調査**

市場重視型の住宅金融システムにおいて、国民の計画的な住宅取得の実現の検討に必要となる住宅金融市場の実態に関する調査を行う。

○ **住宅ローン利用者への的確な情報提供の推進**

消費者が多くの選択肢の中で自らのニーズに適した住宅ローンを的確に選択できる環境を整備するため、住宅事業者等への講習会の開催や、消費者への情報提供の充実等を推進する。

(2) 安心して取引できる中古・リフォーム市場等の整備

○ 住宅の履歴情報整備の推進

住宅が、ストックとして長期にわたり安全かつ有効に利用されるような市場環境の整備を図るため、新築、改修、修繕、点検時等において、実施主体、内容、図面等の情報が確実に履歴として蓄積され、いつでも活用できるようにするための仕組み（履歴情報）の整備を推進する。

○ 住宅性能表示制度の充実のための表示方法及び評価方法の検討

住宅性能表示制度の一層の普及を促進するため、実効性、使いやすさ等の観点から、表示方法及び評価方法の見直しに係る検討を行う。

○ 住まいの安心確保のための地域ごとの相談体制等の整備

悪質リフォーム、アスベストによる健康被害、構造計算書偽装等の問題に対応し、消費者が安心して、住宅を取得し、適切なリフォームを実施できるよう環境整備を図るため、地域ごとのきめ細かな相談体制等の整備を支援する。

○ リフォーム事業者の実態調査

リフォーム事業者の実施する工事の内容や実績等について調査・把握し、適切なリフォーム市場の整備方策等の検討を行う。

3. ユニバーサルデザインのまちづくり

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）の施行に伴い、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリーのまちづくりを推進する。

○ 利用者等の基本構想策定への参加支援

バリアフリー環境整備促進事業において、地域住民、高齢者等の利用者、建築物の整備を行う者、地方公共団体などの多様な主体から構成される官民協働の協議会組織が行う基本構想策定に対する支援を実施する。

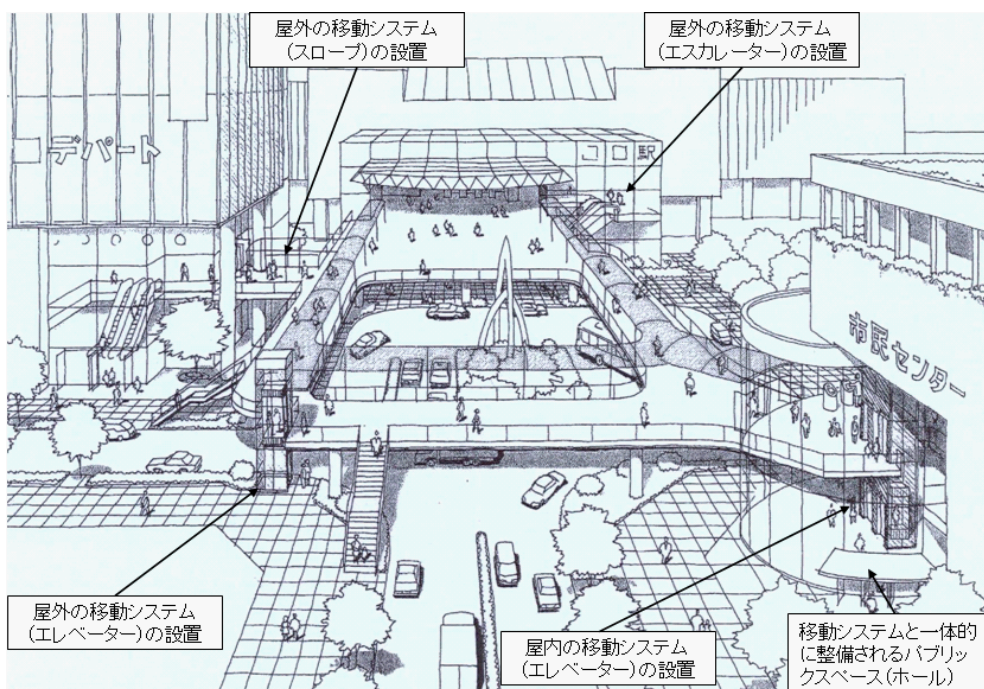
○ 市街地における道路空間等と一体となった移動ネットワーク形成

基本構想等に基づいて行うスロープ等の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設及びそれらと一体的に整備されるパブリックスペース（広場等）の整備を実施する。

○ 建築物等のバリアフリー化の促進

不特定多数の者が利用するバリアフリー法認定建築物におけるエレベーター等の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設及びそれらと一体的に整備されるパブリックスペース（ホール等）の整備を実施する。

【バリアフリー環境整備促進事業のイメージ】



4. 環境に配慮した住宅・建築物の普及促進等

(1) 環境に配慮した住宅・建築物の普及促進

○ 環境問題等に対応するための先導的技術開発及び普及の支援

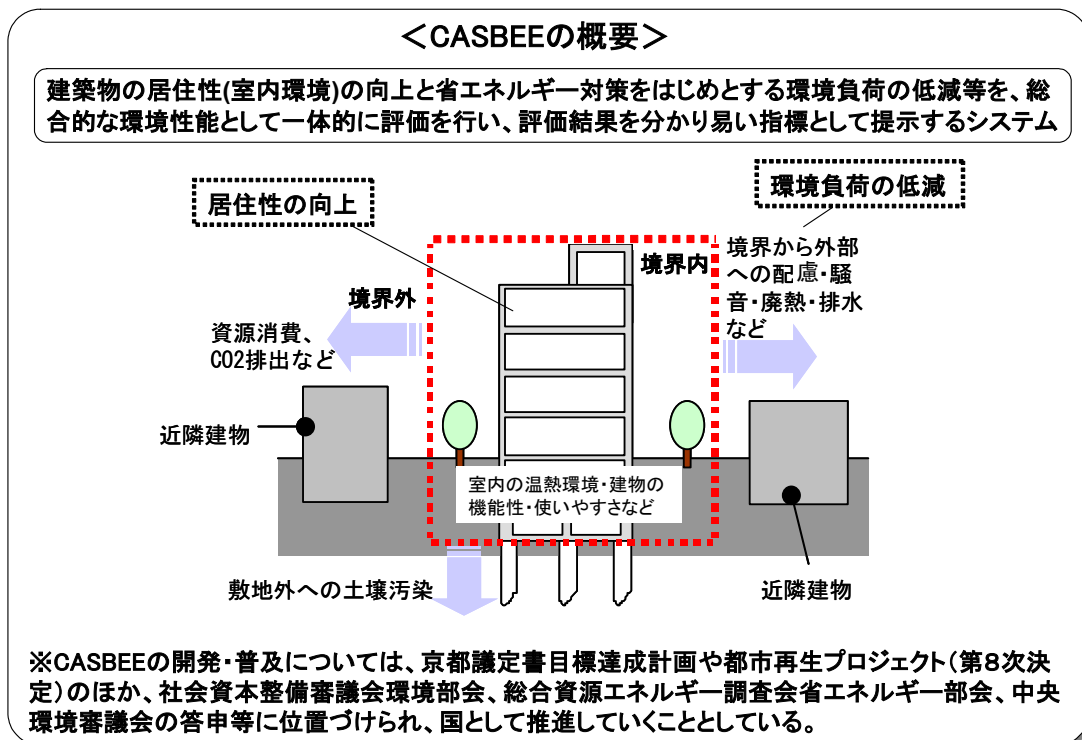
環境問題等の住宅政策上緊急に対応すべき政策課題について、先導的技術の導入により効果的に対応するため、民間事業者等から技術開発提案を募集し、採択した提案について国が補助を行い、当該技術の開発とそれを用いた住宅供給の促進を図る。

○ 住宅設備を含めた総合的な省エネ評価方法の開発

住宅におけるエネルギー消費をより一層削減するため、外壁等の断熱性能のみならず、住宅設備のエネルギー効率を含めた総合的かつ汎用性の高い省エネ性能の評価方法を開発することにより、より高い省エネ性能を有する住宅の拡大を図る。

○ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の開発・普及

建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）について、ライフサイクルに対応した評価ツールの整備に加え、戸建住宅の環境性能評価システム等の確立に向けて、開発・普及を推進する。



(2) 木造住宅の振興

木材利用の推進による環境と人にやさしい社会を構築するとともに、木造住宅の市場競争力の強化と中小住宅生産者の近代化を図るため、木造住宅に係る技術開発、木材生産者と連携した木造住宅生産体制の整備、大工技能者の育成等の取り組みを推進する。

また、木造住宅生産の振興を通じた環境問題への取り組みを一層推進するため、木造軸組住宅の構造耐力や断熱性能等の検証を行う。

○ 地域の気候・風土と調和した木造住宅生産のための環境整備

地域の気候・風土と調和した住まいづくりを促進するため、木造軸組工法に係る構造計算用の部材強度、接合部強度等に関するデータベースの整備を行うとともに、伝統的な技術を活用した質の高い木造住宅に係る技術開発への支援等を推進する。

IV. 参考資料

1. 事業別予算額

(単位:百万円)

	19年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
住宅対策	3,422,130	685,256	3,906,927	717,545	0.88	0.96
地域住宅交付金	399,145	187,000	325,338	152,000	1.23	1.23
公営住宅整備等経過措置分等	13,863	6,434	80,279	41,435	0.17	0.16
公営住宅等整備費	13,599	6,165	68,034	34,130	0.20	0.18
住宅地区改良費	0	0	11,969	7,000	皆減	皆減
住宅建設事業調査費	264	264	276	276	0.96	0.96
補助率差額	—	5	—	29	—	0.17
公的賃貸住宅家賃対策等	34,006	17,187	35,870	18,196	0.95	0.94
公的賃貸住宅家賃対策	31,648	15,824	31,648	15,824	1.00	1.00
阪神・淡路家賃低減対策	2,358	1,363	4,222	2,372	0.56	0.57
特定賃貸住宅	674	337	1,004	502	0.67	0.67
農地所有者等賃貸住宅	1,092	1,092	1,543	1,543	0.71	0.71
住宅市街地総合整備	220,250	73,206	244,223	80,419	0.90	0.91
住宅市街地総合整備	98,216	30,001	124,011	34,547	0.79	0.87
うち密集市街地	29,828	13,500	27,550	12,500	1.08	1.08
住宅市街地基盤整備	27,409	12,003	36,636	14,894	0.75	0.81
住宅敷地整備等	31,239	4,811	33,385	5,169	0.94	0.93
住宅・建築物耐震改修等	39,520	13,650	25,879	13,000	1.53	1.05
市街地住宅関連	6,297	3,541	6,357	3,351	0.99	1.06
住宅宅地基盤特定治水施設等整備	17,569	9,200	17,955	9,458	0.98	0.97
都市開発資金	10,682	0	12,735	450	0.84	0.00
都市再生機構事業資金	0	0	245	245	0.00	0.00
土地区画整理事業資金	10,682	0	12,490	205	0.86	0.00
住宅金融支援機構	2,520,000	341,000	2,934,974	361,000	0.86	0.94
補給金	—	227,700	—	288,000	—	0.79
交付金	—	47,300	—	43,000	—	1.10
出資金	—	66,000	—	30,000	—	2.20
都市再生機構	222,418	59,000	270,961	62,000	0.82	0.95
補給金	—	1,800	—	14,000	—	0.13
交付金	—	35,700	—	26,500	—	1.35
出資金	222,418	21,500	270,961	21,500	0.82	1.00
都市環境整備	1,210,641	328,949	1,179,014	327,322	1.03	1.00
市街地整備	1,104,257	274,949	1,071,196	272,722	1.03	1.01
まちづくり交付金	612,000	243,000	600,000	238,000	1.02	1.02
市街地再開発事業等	137,170	20,999	151,180	23,022	0.91	0.91
市街地再開発事業	36,573	12,191	40,863	13,621	0.90	0.90
先導型再開発緊急促進事業	88,000	2,708	97,720	3,301	0.90	0.82
街なか居住再生ファンド	2,500	2,500	2,500	2,500	1.00	1.00
暮らし・にぎわい再生事業	10,097	3,600	10,097	3,600	1.00	1.00
都市再生推進事業	1,009	350	2,883	1,000	0.35	0.35
都市再生総合整備事業	1,009	350	1,791	636	0.56	0.55
先導的都市整備事業	0	0	1,092	364	皆減	皆減
都市開発資金	2,754	0	250	100	11.02	0.00
都市再生機構出資金	351,324	10,600	316,883	10,600	1.11	1.00
道路環境整備	106,384	54,000	107,818	54,600	0.99	0.99
都市再生推進事業	1,600	800	1,600	800	1.00	1.00
住宅市街地総合整備	104,784	53,200	106,218	53,800	0.99	0.99
住宅市街地総合整備	14,730	7,662	14,898	7,748	0.99	0.99
住宅市街地基盤整備	90,054	45,538	91,320	46,052	0.99	0.99
合 計	4,632,771	1,014,205	5,085,941	1,044,867	0.91	0.97

- (注) 1. 平成19年度の住宅市街地総合整備には、経済成長戦略推進施策として、密集市街地緊急リノベーションの推進5,500百万円を含む。
2. 平成19年度の市街地再開発事業等には、経済成長戦略推進施策として、中心市街地活性化緊急戦略3,600百万円を含む。
3. 市街地整備計上のまちづくり交付金は他局との共管分である。
4. 市街地整備計上の都市再生機構出資金は他局分を含む。
5. 道路環境整備には、道路整備計上の補助率差額を含む。
6. 住宅金融支援機構の前年度は、住宅金融公庫分である。
7. 住宅金融支援機構の事業費については、証券化支援事業における買取実績・市場金利等の動向により変動する可能性がある。

2. 政策目標別国費総括表

国土交通省政策評価基本計画に基づく政策目標の達成に向けた施策の展開を図る。

(単位:百万円)

区 分	19年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
政策目標合計	1,016,443	1,045,293	0.97
暮らし (居住水準の向上等)	958,199	985,915	0.97
安全 (地震・火災による被害の軽減等)	38,290	41,596	0.92
環境 (地球環境の保全等)	1,309	1,361	0.96
活力 (国際競争力等の確保・強化等)	18,623	16,385	1.14
共通の政策課題 (IT革命の推進)	22	36	0.61

(注)非公共予算を含む。